

第2回守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者 選考委員会	
開催日時	令和5年11月22日（水）午後3時15分から
開催場所	守口市役所 1階 行政委員会会議室
議 題	（1）開会 （2）議題 守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者の選考についての審査 （3）その他 今後の会議日程について （4）閉会
出席者	出席委員（7名）

（1） 開会

○ オンライン （省略）

開催に関する注意
点等説明

（委員長） 本日の出席人数の報告を願う。

（事務局） 本日の出席者は定数7名中7名。

（委員長） 守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者選考委員会規則第4条第2項の規定に基づき、会議は成立。

○ 配付資料確認
認

（2） 議題

【守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者の選考についての審査】

(委員長) 本日の議題「守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者の選考についての審査」に入りたい。

まず、事務局より、第1回選考委員会で審査した資料について説明をお願いします。

(事務局) 事務局から資料の説明をさせていただく。

資料8－1 募集要領（案）、資料8－2 諸条件（案）について説明させていただきます。

この資料は、前回の第1回運営者選考委員会で提出しており、内容について、審査をしていただいたところである。委員会の中でいただいた意見等及びその後、追加でいただいた意見等について、修正、反映をしたものである。その他、表記の変更や内容の補足など軽微なものについて、事務局で修正をした。これらの変更箇所に網掛けをして強調しているので、その点について説明させていただく。

まず、資料の全体を通して、応募法人等が分かりやすいよう、表記の体裁を整えている。具体的に一例をあげると、「市」、「守口市」、「本市」とそれぞれ表記していたところを、名称などの部分を除いて、「本市」の表記で統一した。また、「事業者」、「団体」、「法人」とそれぞれ表記していたところを、「法人」の表記で統一した。

続いて、資料8－1 募集要領（案）の1ページから順に説明させていただきます。

まず、2ページ目の「3、移管後の認可定員等の設定」についてだが、時系列で、「新園舎建て替えまでの認可定員等」、「新園舎建て替え後の認可定員等」の順序の方がよいのではないか、また、「なお」書きは末尾の方が据わりがよいのではないか、という意見があった。そのため、意見のとおり表記を修正した。

続いて、4ページ目の「7、移管法人の選考」及び「8、公私連携法人の指定」における、「移管法人」、「移管法人候補者」、「指定法人候補者」、「指定法人」の使い分けについて、意見があった。指摘の点については、応募法人等が分かりやすいよう、項目を「公私連携法人の指定」とするなど一部表記を変更した。また可能なものについては表記を統一した。なお、当該「7、移管法人の選考」及び「8、公私連携法人の指定」については、第1回選考委員会の中でも説明したとおり、手続きの段階を進める中での表現ということもあるので、表記の形とした。

続いて、5ページ目の「9、引継ぎ保育」においてである。
引継ぎ保育に「その他の職員（保育教諭、看護師、給食調理員等）に

についても順次に共同保育を実施することとします。」とあるが、これは引継ぎ保育での手法のひとつと考えたが、共同保育より引継ぎ保育で表記を統一されてはどうか、という意見があったため、意見のとおり、引継ぎ保育で表記を統一し、引継ぎ保育を実施していただく内容としつつ、末尾に共同保育の説明を追記した。

続いて、同じく5ページ目の「11、民間移管に伴う助成制度」において、「守口市が定める範囲で」と「予算の範囲内で」は同じ意味か、という意見があった。そのため、体裁を整え、記載を「予算の範囲内で交付する」という表記で統一した。

続いて、資料8-2諸条件（案）の1ページ目から順に説明させていただく。

まず、施設長について、不適切保育の未然の防止のために、施設長の資質・職責について前端的に記載するのは可能か、という意見があった。そのため、1ページ目の「3、職員の配置に関すること」の（1）施設長の項目を変更した。

続いて、1ページ目から2ページ目にわたる、「4、園運営・事業内容に関すること」の（2）障がい児保育についてにおいて、「移管後も引き続き円滑に利用できるよう」とあるが、「教育・保育施設としてひとりひとりのこどもが等しく育ちを保障できるような環境を整えるよう」の考え方はいかがか、という意見があった。そのため、意見のとおり、「教育・保育施設として、ひとりひとりのこどもの育ちを等しく保障できるような環境を整えるよう」という表記に変更した。

続いて、同じく「4、園運営・事業内容に関すること」の2ページ目の（6）で、水準を下回らないという表現で記載されているが、必ずその水準を維持するという表現を検討いただきたい、という意見があった。そのため、「現行の水準を維持」の表記に変更した。

続いて、3ページ目の「5、職員の研修に関すること」において、市主催の「教育・保育合同研修」の参加以外に必要な研修を行うことと記載されているが、「園内研修を計画的に行うこと」はいかがか、という意見があった。そのため、「園内研修を計画的に行うなど、教育・保育等の資質向上のための必要な研修等を行うこと」に表記を変更した。

続いて、4ページから5ページ目にわたる、「10、民間移管後の運営及び建て替えに関すること」の【主な条件】において、上から6つ目の公園管理者と8つ目の守口市都市整備部道路公園課は同じ内容ではないか、という意見があった。そのため、「守口市都市整備部道路公園課」に表記を統一した。

その他、募集時に掲載する資料 9、11、13の表記の体裁も事務局にて修正を行った。

以上の内容でいかがか。

(委員長) 事務局より説明があったが、説明の内容で問題ないか。また質問はないか。

(委員) 現在、募集期間については、審査中の募集要領が決定した後、速やかに掲載し、法人の募集を募ることになることから、法人が検討するために少しでも長い時間を与えたほうがよいと考える。現状12月28日までになっているが、法人の書類審査、ヒアリングなどに影響の出ない範囲で募集期間を翌年、令和6年1月4日までとしてはいかがか。

(委員長) ただいまの意見についていかがか。

(各委員) (異議なし)

(委員長) 募集期間を令和6年1月4日までとすることについて、異議なしということで、ほかに意見等はないか。

特になければ、指摘があった部分は事務局で修正していただき、募集要領(案)、諸条件(案)、地図等の資料については、この内容で確定させていただくがよろしいか。

(各委員) (異議なし)

(委員長) 承認をいただけたので、次に進ませていただく。

次に、法人が募集要領等に基づき応募する際の申請書類及び法人を選考し、移管法人候補者を決定するための選考基準についての審査に入りたいと思うので、事務局より説明をお願いする。

(事務局) ～「資料3 公私連携幼保連携型認定こども園事業運営者申請書(案)」、「資料2【別紙3】守口市立外島認定こども園の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者応募書類一覧(案)」、「資料1【別紙2】守口市立外島認定こども園運営者選考基準(案)」、資料4「(様式1) 外島認定こども園の民間移管に係る施設見学及び説明会 について(案)」、「資料5(様式2) 質問票(案)」について説明～

※資料1【別紙2】守口市立外島認定こども園運営者選考基準（案）
についての説明抜粋

選考基準（案）は、申請書類を基に作成した、選考についての基準である。表の左の列から大項目、中項目とそれぞれ分類分けをし、その右に審査・評価項目という列があり、これが、今回応募のあった法人を審査する際の評価項目となる。その横の列に様式No.という列があり、ここに記載されている番号は、申請書類の様式番号となっており、審査・評価項目について審査・評価を行う際に確認していただく申請書類の様式となる。

例えば、一番上の「法人の基本理念、基本方針、目標」について審査・評価する際には、申請書類の「様式2－4」の書類を確認しながら、一番右の列の審査のポイント・着眼点の内容を踏まえ、審査・評価をしていただくこととなる。

また、選考については、書類審査のほか、応募法人によるプレゼンテーションを受けたあと、ヒアリングも行う予定としており、ヒアリングの配点については、一番下の項目に記載している。

次に、係数と得点の列及び評価段階についてであるが、評価はすべての審査・評価項目ごとに5段階で評価していただく。提案、内容などが「特に優れている」場合は10点、「優れている」場合は8点、「普通」の場合は5点、「内容が乏しい」場合は2点、「提案ができていない」場合は0点となる。

係数については、全項目がそれぞれ重要であるという認識の上で、法人に外島認定こども園を円滑に民間移管するにあたり、また引き続き、安定的に運営していただくにあたり、特に重要である項目に対し、他の項目より高い得点となるよう設定をしている。係数を付している具体的な項目は、これまでの本市の民間移管の実績や考え方、今回の民間移管の趣旨、保護者の方などの意見等を踏まえ、設定している。

計算方法については、係数がついた項目に10点をつけた場合は、 $\times 1.5$ として、15点とし、全項目の合計点は400点となる。最終的な法人の得点は、選考委員につけていただいた審査・評価項目別の得点の平均点の合計とする。なお、委員がヒアリング日に欠席となった場合、当委員については、書類審査の項目のみ審査いただき、ヒアリングについては出席委員の得点の平均点とさせていただきます。

最後に、最低点について、例えば1法人のみの応募であっても、民間移管する法人として適切であるかを審査する必要があるため、3つの最低点を設定した。

1つ目は、大項目ごとに5割以上の得点を取っていただくこと。2つ目は、中項目の「人材」の得点を5割以上とっていただくこと。こ

れについては、安定的な運営を引き続き行うにあたり、人材について特に必要と考えているためである。3つ目は、審査・評価項目の「障害のある子ども」の項目の得点を5割以上とっていただくことである。これについても、特に重要な内容と考えている。

(委員長) 今の説明について、質問、意見はあるか。

(委員) 【別紙2】守口市立外島認定こども園運営者選考基準（案）の大項目の「園の運営」の「教育・保育計画等」において、どのような計画になっているのかという視点で記入していただきたいということであるが、その地域の子どもの姿や、実際の子どもの姿が分からないなかでの全体的な計画に対する配点よりも、参考程度の位置づけとしたほうがよいのではないか。このような状態で計画書を出してもらっても得点を付すことは難しい。書けているかどうかという点は見せていただこうとは考えるが、その10点をほかの、より大切なところに配点してはどうか。

(委員長) 今の委員の質問と意見についていかがか。子どもの現状が分からない中での全体的な計画の配点よりも、ほかの項目への配点のほうが審査の際に必要なのではないかという意見であったが。

(委員) 選考基準（案）の中項目の「障がいのある子どもや特別な配慮・支援が必要な子ども及び支援が必要な家庭への対応」の審査項目の「障害のある子ども」の配点が×1.5であり、ほかの子どもの配点には係数がなく、なぜそこだけが×1.5になっているのか。

(事務局) まず、教育保育計画等の部分について、実際に策定されている教育保育要領に沿った形で、子どもたちの成長、育ちがされているかというところを判断するのはなかなか難しいというような指摘だったと思う。そのとおりで、実際としては難しいとは思いますが、基本的には、国が定めている教育保育要領の考え方に沿った形で、園としてしっかり策定をされているかというような視点で見たいと考えている。また、様式6-1では、安全計画や保健計画等も同じように添付資料として提出いただく形になっているので、こうした観点からも、しっかりと組織的に国の要領等に基づいて計画が練られているかという観点から確認をいただければと思う。

次に、障害のある子どもの傾斜がほかのところも必要ではないかという指摘については、基本的に、選考基準で示させていただいている

内容は全て重要な項目と考えて選考基準を作成している。保護者説明会を昨年度から数回実施している中で、障害のある子どもの教育・保育のあり方についてたくさんの意見をいただいていることから、この部分で係数をつけており、決してほかに係数が必要ないというわけではない。全て重要な中でも、さらに障害のある子どもの項目についてはしっかりと確認をしていきたいという思いで配点をさせていただいている。

(委員) 今の話について、特別支援教育の観点及び文部科学省のカリキュラムでいくと、障害のある子ども、特別な配慮・支援の必要な子ども、外国籍につながる子ども、それから支援の必要な家庭、虐待とか貧困は、文部科学省のほうでは割と同列に扱われている。そういう意味では、障害のある子どもを特別な配慮、支援の必要な方の配点というのは、同じ×1.5に揃えておくほうが望ましいと考える。

(委員長) 国の見解に沿う形であれば、同じように×1.5で扱って、どれも重視しているということもきちんと示したほうがよいという意見であったが、ほかの委員はいかがか。

先ほどの全体的な計画について、現実の子どもの姿が無い中では、一般的な表現にしかないのでは、10点の配点は必要ないのではないか、参考程度でよいのではないか、という意見についても意見をいただければと思う。

(委員) 逆に、全部10点でも私はいいと思っている。子どもについては同じように重きを置いているという意味で。

(委員長) どの点においても大事にしているということで、一律10点という考え方も出たが、いかがか。

(事務局) 先ほど提案があったように、特別な配慮、支援の必要な子ども、支援の必要な家庭について、文科省の要領等で定められているという点を踏まえると、同じレベルで点数をつけたほうがよいのではないかと考える。しかし、ほかの中項目と比べ、この部分については少し高い点数を持っておきたい。一番子どもに関わることなので、「障害のある子ども」から「支援の必要な家庭（保護者）」までの4つの審査・評価項目すべての係数については、×1.5にさせていただきたいと考えている。

また、教育保育計画等の部分については、実際のところとは形が異

なってくるという点を踏まえると、例えば、係数を $\times 0.5$ という形で、満点が10点に満たないような形で点数のつけ方というのも可能なので、委員会として了承いただけるのであれば、そういう対応もさせていただきたいと考えている。

(委員長) 今、事務局より追加の意見が出されたが、これを受けていかがか。大切にしていきたい項目を全て $\times 1.5$ にし、全体的な計画については、一般的、抽象的になりやすいので、1扱いにせずに、 $\times 0.5$ という扱いもできるという提案であったがいかがか。

(委員) 今の事務局の説明のとおりで結構だが、子どもはみんな平等であるということで、点数が一緒ということはよく理解できるが、施設を選ぶという点においては、多様な子どもたちがたくさんいる中で、子どもたちが同等の経験ができるようにしていただきたいという思いが強い。だから、施設としての取り組みを判断するという点では、 $\times 1.5$ のほうが大事ではないかと考える。

(委員長) 入園する、また、地域に住む子どもたちは全員平等であるが、不利益を受けることがないように、そういう施設をきちんと選ぶという点では、 $\times 1.5$ することによって、方針をしっかりと明示することができる。ほかの子どもを大切にしないということではなく、不利益を受けやすい、支援の必要なところに対してどれだけの考えをしっかりと持っている施設かどうかを審査するということで、事務局は係数を付していると思うが、先ほどの意見に沿って、障がい児だけでなく、アレルギー症状のある子ども、特別な配慮・支援の必要な子ども、支援の必要な家庭の全項目を大切にしていくということで、全て $\times 1.5$ というのも可能かと思うがいかがか。特に異議がなければ、先ほどの事務局の提案も受け、この項目は特に重視する点ということで、15点にしていいただければと思うが、それでよいか。

(各委員) (異議なし)

(事務局) 各委員から了承をいただいたということで、該当の中項目で言うと、障がいのある子どもや特別な配慮・支援が必要な子ども及び支援が必要な家庭への対応の中に4項目あり、これを全て1.5の係数を掛けさせていただく。それに伴い、選考基準(案)の一番下の最低点の項目にある、審査・評価項目の障害のある子どもの得点が5割以上として足切りを設けているが、この記載についても、中項目「障がいの

ある子どもや特別な配慮・支援が必要な子ども及び支援が必要な家庭への対応」の得点5割以上に變更させていただく。

(委員長) 係数を×1.5で15点満点ごとにし、当該中項目全体で5割とし、異議がなければ、そのように基準(案)の一番下の文言も変えていただく。ほかに意見はあるか。

(委員) 申請書の様式5-4、「人材の確保と育成」の文章の表記について、「積極的かつ主体的に」というのは同じ意味なので、どちらか一方に変えてはいかがか。

(事務局) 一度検討し、読み手が読みやすく、また分かりやすいものとなるよう修正案を提示させていただく。

(委員) 選考については、現在審査している選考基準に基づいて行うが、選考後の公表について、得点や法人名などは公表されるのか。

(事務局) 公開、非公開について、事務局としては、公表は、応募法人数と、1位の法人名と得点とし、2位以下の法人名は非公開としたいと考えている。理由としては、公表の必要性である。今回、この傍聴についても、市民の興味があり、内容も重要なものなので、原則公開としており、1回目の選考委員会でも説明させていただいたように、個人情報や法人情報といった部分に影響のない範囲で公開とする。法人への配慮という点や、公表のそもそもの必要性和透明性の観点など、総合的に勘案し、応募法人数とそれぞれの得点、1位の法人名は公表し、2位以下の法人名は非公開としたいと考えている。

(委員) はい。

(委員) 申請書の様式9「障害のある子どもや特別な配慮・支援が必要な子ども及び支援が必要な家庭への対応」のところに、「受入れについての考え方(受け入れ態勢の整備を含む)」という記載があるが、「受け入れについて」というのは、インクルーシブ保育についての考え方というように明確にしたほうがよいと思う。「受け入れについて」を「インクルーシブ保育について」に変更してはいかがか。

(委員長) 「受け入れ」という表現ではなく、インクルーシブ教育、保育についてという考え方を問う形の方が、より積極的な意味でということに

なると思うので望ましいと思うが、事務局いかがか。

(事務局) 指摘のとおり変更させていただく。

(委員長) 申請書の様式 10 に、給食提供については、事業者の職員なのか、委託なのかという記載項目があったと思うが、それについては同等の評価として審査してよいということによろしいか。

(事務局) その通り。

(委員長) 承知した。ヒアリングの際に、委託においてもしっかりとアレルギー対応や、離乳食の対応等が十分か判断できたと思う。

ほかに意見はないか。なければ、出た意見については、事務局で検討し、それを反映していただく。若干修正等もあるので、文言の軽微な部分は事務局で修正し、修正したものを、最終のものとしてよろしいか。

(各委員) (異議なし)

(委員長) では、今後の事業者募集のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 本日審査いただいた内容に修正を行い、その後、事業者募集を行う。応募書類の受付期間は、先ほど委員から提案のあった内容を踏まえ、12月1日金曜日から令和6年1月4日木曜日までとする。

また、事業者募集の周知期間である、募集要領等の配付期間については、内容確定後、来週明け頃から本市ホームページにて実施していきたいと考えている。

募集要領等の配付方法については、募集要領に記載のあるとおり、こども施設課及び本市ホームページにて公開し、周知する。

また、希望する法人に対しては、今回の民間移管に係る募集に関する説明会及び外島認定こども園の施設見学を実施する予定としている。日時は12月8日金曜日午後3時から5時までで、外島認定こども園にて実施する予定。

また、今回の民間移管に関する募集についての対象法人からの質問に関しては、(様式2)質問票に記入の上、提出していただき、回答内容は、随時、本市ホームページにて公表していく予定。

なお、質問の受付期間は、12月1日金曜日午前9時から12月2

2日金曜日午後5時まで。ヒアリングの実施日は、令和6年1月29日月曜日または2月10日土曜日を予定している。詳細については、募集期間終了後に事務局にて調整し、各委員にお伝えさせていただく。

(委員長) 説明のあった今後のスケジュール等について、不明な点や質問はないか。

特にないようなので、決定した審査内容について、事務局は修正等も含め準備をお願いします。

最後に、今後の会議日程についても、事務局より説明をお願いします。

(3) その他

【今後の会議日程について】

(事務局) 事務局にて資料の修正を行い、各委員に確認していただいた上で、来週明け頃から事業者の募集等を開始する。第3回選考委員会は、事業者の募集が終了してから実際にヒアリングを実施する令和6年1月29日月曜日または2月10日土曜日に開催する予定。詳細については、募集期間終了後、事務局にて調整し、各委員にお伝えさせていただく。

(4) 閉会